

金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場指定管理者募集要項

金沢市では、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを施設利用者に提供するとともに、施設の効率的な管理が図られることを期待し、金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場（以下「駅東等駐車場」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

なお、本市の交通政策を踏まえた利用促進に重点を置いていることを配慮の上、ご提案ください。

1 対象施設の概要

【金沢駅東駐車場】

- (1) 名称 金沢駅東駐車場
- (2) 場所 金沢市昭和町16番2号
- (3) 供用開始 平成2年4月
- (4) 施設規模 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
地上7階8層
延床面積 11,679.82㎡
収容台数 352台（自走式）
- (5) 施設内容 車路、車室、利用者用通路、車入場口、車出場口、管理事務所（監視室、休憩室）、トイレ、エレベーターホール、階段（2か所）、エレベーター（2基）、エレベーター機械室（2か所）等

【武蔵地下駐車場】

- (1) 名称 武蔵地下駐車場
- (2) 場所 金沢市本町1丁目170番地
- (3) 供用開始 平成9年4月
- (4) 施設規模 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
地下2階2層
延床面積 11,509.46㎡
収容台数 194台（自走式）
- (5) 施設内容 車路、車室、車入場口（2か所）、車出場口、利用者出入口（地上出入口6か所、横断地下道出入口1か所）、管理事務所（監視・事務室、廊下、会議室、和室、ロッカー室、湯沸室、トイレ、浴室、脱衣室）、トイレ（2か所）、ロビー（2か所）、階段（7か所）、エレベーター（1基）、車椅子専用昇降機（1基）、電気室、発電機室、泡消火ポンプ室、各種機械室等

2 指定管理者として行う業務の範囲

- (1) 駅東等駐車場の供用に関すること。

- (2) 駅東等駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他駅東等駐車場の管理上市長が必要があると認める業務
- ※詳細については、別紙「金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場指定管理者の業務仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照してください。

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(指定期間中、会計年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに、金沢市と細目を定める協定を締結するものとします。)

4 供用時間及び入場・出場の時間

- (1) 駅東等駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとします。
- (2) 自動車の入場及び出場の時間は、金沢市自動車駐車場条例(平成2年条例第4号。以下「駐車場条例」という。)第3条第1項第1号の規定(令和7年4月1日施行後)により、指定管理者が市長の承認を受けて定めることとなりますので、具体的な時間を提案してください。この時間には、午前7時から午後11時までの時間を含める必要があります。

なお、指定管理者として正式に指定された場合、指定管理業務の開始前にこの提案時間で申請を行い、市長の承認を受ける必要があります。

また、指定管理業務の開始後に入場及び出場の時間を改定しようとする場合にあつては、利用者等への周知期間を十分考慮するとともに、上記と同様、あらかじめ改定に係る申請を行い、市長の承認を受けることとします。

5 指定管理者の自主事業の取扱い

- (1) 自主事業の実施について

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえた上で、施設の利用促進・サービス向上に資する自主事業を自己の責任と費用により実施することが認められます。この場合における事業収入は指定管理者の収入とします。

なお、提案された自主事業について、施設の設置目的等を総合的に勘案し、実施を承認しない場合もあります。

※詳細については仕様書を参照してください。

【自主事業の想定例】

自動販売機の設置、公共交通機関との連携による割引、カーシェアリング、インターネットによる情報提供サービス、EV充電スポットの設置等

- (2) 実施の承認、使用許可等

自主事業等を実施する際はあらかじめ金沢市の承認を得て行うものとし、施設の使用に当たっては指定管理者による使用許可申請や、所定の使用料又は利用料金の支払いが必要となります。

6 利用料金、指定管理者の収入、経費等

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項により、利用料金を指定管理者の収入として収受する「利用料金制」を採用します。指定管理者は、利用者が支払う利

用料金をもって施設を管理運営するものとし、金沢市は指定管理料を支払いません。

(1) 基本納付金

指定管理者は、事業年度ごとに基本納付金として 58,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を金沢市に納付するものとし、

なお、当該年度の利用料金の収入実績額から駐車場の管理運営に要した費用を差し引いた額が 58,000,000 円を下回った場合（赤字）であっても、原則として、納付金の減額を行いません。ただし、経年劣化に伴う工事による休止等、金沢市の責めに帰す原因により利用料金が減額となった場合は、別途協議の上、基本納付金の減額を行うことがあります。

納付時期については、協定書で定めます。

(2) 追加納付金

当該年度の利用料金の収入実績額が金沢市が想定する収入見込額を上回った場合は、その上回った金額に対し、応募時に提案した割合を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税を含む。）を納付金に加算するものとし、収支予算書に記載していただいた追加納付金の割合をもとに評価を行います。実現可能性が低いと認められる提案に対しては評価を行わない場合があります。また、追加納付金の割合を提案しないことも可能ですが、その場合は当該評価項目の加点はありません。収入実績額が金沢市が想定する収入見込額を下回った場合は、追加納付金は発生しないものとし、

納付時期については、協定書で定めます。

(3) 利用料金の取扱い

利用料金の額は、駐車場条例第 10 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者が定めることとなりますので、具体的な額を提案してください。なお、現行の利用料金及び近隣の駐車場の料金に比して、著しく均衡を失する金額設定とならないよう十分配慮するとともに、近隣の駐車場の料金など、料金設定の際に参考とした資料を提出してください。提案に当たっては、駐車場条例別表第 3 に規定する金額を上限とし、最大料金を設定することも可能です。

指定管理者として正式に指定された場合、指定管理業務の開始前にこの提案額と同額で利用料金の申請を行い、市長の承認を受ける必要があります。

また、指定管理業務の開始後に利用料金を改定しようとする場合にあっては、利用者等への周知期間を十分考慮するとともに、上記と同様、料金設定の際に参考とした資料を提出した上であらかじめ改定に係る申請を行い、市長の承認を受けることとします。

(4) 利用料金の免除

指定管理者は、駐車場条例第 10 条の 5 第 1 項の規定により、利用料金を免除するものとし、

なお、免除相当額については、金沢市は負担しません。

駐車場条例第 10 条の 5 第 1 項第 3 号の「公用又は公共的業務等のため使用する自動車」に係る免除の実績は、以下のとおりです。

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
金額	107,000 円	399,400 円	193,100 円
台数	95 台	204 台	197 台

(5) 利用料金の減額

指定管理者は、駐車場条例第 10 条の 5 第 2 項の規定により、利用料金を減額するもの

とします。なお、減額相当額については、金沢市は負担しません。

指定管理者は、武蔵地下駐車場において、「金沢まちなかパーキングネット」事業に係る業務及び「金沢まちなかパーキングネット」共通駐車サービス券の利用に係る利用料金の減額を行う必要があります。詳細については、仕様書を参照してください。

「金沢まちなかパーキングネット」共通駐車サービス券の利用枚数及び利用料金の減額実績は、以下のとおりです。

年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	100円券	3,513枚	42,156円	3,804枚	45,648円	3,523枚
200円券	7,465枚	186,625円	7,663枚	191,575円	6,473枚	161,825円
300円券	41枚	1,558円	42枚	1,596円	33枚	1,254円
400円券	454枚	22,700円	384枚	19,200円	418枚	20,900円
合計	11,473枚	253,039円	11,893枚	258,019円	10,447枚	226,255円

※300円券は「むさしパーキングネット」共通駐車サービス券であり、現在は販売されていません。

(6) 利用料金の還付

既納の利用料金は、還付しません。ただし、指定管理者は、駐車場条例第10条の6の規定により、定期駐車券の発行を受けている者に対し、定期駐車券料金の範囲内でこれを還付することができます。

(7) 料金精算システム

指定管理者は、料金精算システム（駐車券発行機、精算機、事前精算機、カーゲート等）を自らの負担において持ち込み、設置してください。準備期間を考慮し、新しい料金精算システムは令和7年9月30日までに設置を完了させてください。具体的な交換時期は金沢市と協議して決定します。新しい料金精算システムに交換するまでは、現在金沢市でリースしている料金精算システムを継続して使用してください。新しい料金精算システムに交換するまでのリース費用は、金沢市が負担します。指定管理期間終了時には現状復旧を行ってください。

料金精算システムの詳細については、仕様書を参照してください。

7 応募資格及び欠格条項

(1) 応募資格

- ① 応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営を行うことができるものとします。
- ② 応募者は、金沢市内に主たる事務所（本店）又は営業所を有する法人等でなければなりません。

(2) グループ応募について

- ① グループで応募する場合、応募時に共同事業体を結成することとします。
- ② 構成員の中から、代表団体を定めてください。代表団体の出資比率は、50%以上であることが必要です。
- ③ 構成員の半数以上が、金沢市内に主たる事務所（本店）又は営業所を有する法人等でなければなりません。

- ④ 協定の締結に当たっては、共同事業体の構成員全てを協定当事者とします。
- ⑤ 選定後の協議は、代表団体を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同事業体の構成員全てが負うこととなります。
- (3) 複数応募の禁止
 - ① 単独に応募した法人等は、グループ応募はできません。
 - ② グループ応募の代表団体及び構成団体は、複数のグループ応募はできません。
- (4) グループ応募の代表団体及び構成団体の変更
グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。
- (5) 欠格条項
次に該当する法人等（グループ応募の代表団体及び構成団体を含む。）は、応募者となることができません。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
 - ② 応募書類提出時点において、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づき指名停止期間中であるもの
 - ③ 応募書類提出時点において、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消され、かつ、その取消しの日から2年を経過していないもの
 - ④ 税を滞納しているもの
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正又は再生手続開始の申立がなされ、かつ、その手続が終結していないもの
 - ⑥ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められるもの
 - ⑦ 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項の規定に抵触するもの。ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条の規定に該当する場合を除く。

なお、応募以後、上記の欠格条項に該当した場合、指定管理者の候補者となることはできません。

8 委託の禁止

管理業務を第三者に委託してはなりません。ただし、管理業務の一部であって、自ら行うことが困難であるものについては、金沢市の承認を得て、委託することができます。

9 募集要項の配布等

(1) 配布期間

令和6年8月19日（月）から令和6年10月18日（金）まで
（閉庁日を除く。午前9時から午後5時まで）

(2) 配布場所

① 窓口での配布

金沢市都市整備局市街地再生課（金沢市役所第一本庁舎3階）
担当：釜谷

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL : 076-220-2675

電子メール : shigaichi@city.kanazawa.lg.jp

② 市ホームページからのダウンロード

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/digitalgyoseisenryakuka/gyomuannai/5/52_1/27126.html

10 提出書類

- (1) 金沢市自動車駐車場指定管理者指定申出書（様式第1号）
ただし、グループ応募の場合は、グループ応募理由及び構成団体（様式第1号の2）及び共同事業体協定書兼委任状（様式第1号の3）を添付してください。
- (2) 金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場指定管理者事業計画書（様式第2号）
- (3) 金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場収支予算書（様式第3号）
記入に当たっては、仕様書に添付された「標準管理運営費積算表」を参考とし、収支予算書に指定予算額と記されている経費については、「標準管理運営費積算表」の金額を記入してください。
- (4) 申出団体概要調書（様式第4号）
申出団体の定款、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要がわかる資料を添付してください。
- (5) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (6) 誓約書（様式第5号）
- (7) 申出団体の国税の納税証明書（令和6年8月以降に発行したもの）
- (8) 市税滞納有無調査承諾書（様式第6号）
- (9) 申出団体の経営状況に関する書類
申出団体の申出日の直近2事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）
- (10) 職員・従業員等調書（様式第7号）
- (11) 申出団体に類似施設等の管理運営実績がある場合においては、類似施設等管理運営実績表（様式第8号）
- (12) 申出団体がISO9001の認証を取得している場合においては、ISO認証取得証明書(写)
- (13) 地域貢献に関する届出（様式第9号）
- (14) 申出団体に災害、その他のボランティア等の活動実績がある場合においては、災害・ボランティア等に関する活動実績確認申請書（様式第10号）又は災害・ボランティア等に関する活動実績証明書（様式第11号）
- (15) その他金沢市が必要があると認める書類

なお、グループ応募の場合、(1)～(3)及び(13)は共同事業体の名称で提出し、(4)～(12)、(14)及び(15)は代表団体及び構成団体の全てについて提出してください。

11 応募者説明会

- (1) 内容
応募方法、応募書類、指定管理業務等について説明会を開催します。

応募される法人等及びグループは、この説明会に参加していただくことが必要となります。

審査項目、標準管理運営費積算表その他の資料は、説明会で配布します。

参加者は、応募を予定する1法人等又は1グループについて3名以内とします。

説明会の当日は、併せて現場説明会も開催します。

(2) 日時

令和6年9月11日（水）午後1時30分から午後3時30分まで（午後1時より受付）

(3) 場所

金沢福祉用具情報プラザ（金沢市本町1丁目10番1号 ルキーナ金沢）2階 研修室

※説明会会場には駐車場はありません。

(4) 参加申込

応募者説明会参加申込書（別記様式1）を電子メールで提出して参加してください。

申込期限は、説明会開催日の前日の午後5時までとします。

電子メール：shigaichi@city.kanazawa.lg.jp

12 応募書類の提出

(1) 提出期間

令和6年9月11日（水）から令和6年10月18日（金）まで

（閉庁日を除く。午前9時から午後5時まで）

※郵送の場合は令和6年10月18日（金）の消印有効とします。

(2) 提出先

金沢市都市整備局市街地再生課（金沢市役所第一本庁舎3階）

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL：076-220-2675

(3) 提出物（次の①及び②のいずれも必要です。）

① 提出書類 各1部（日本産業規格A4サイズ）

② 上記提出書類全ての電子データを格納したCD-R（必ず応募者の名称を記載してください。）

13 質問等

募集要項その他募集に関しては、以下の方法により質問を受け付けます。

質問は、質問書（別記様式2）に記入の上、電子メールで提出してください。口頭による質問は受け付けません。

質問に対しては、後日、電子メールで回答します。

質問の期限は、令和6年9月20日（金）午後5時までとします。

電子メール：shigaichi@city.kanazawa.lg.jp

14 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

金沢市指定管理者選定会による1次審査（書類審査）及び2次審査（面接審査（プレゼンテーション））の結果を踏まえて、指定管理者候補者を選定します。

(2) 1次審査

主な審査項目は、「安定的な管理運営の確保」「効率的な管理運営の実施」「専門的なサービスの提供」「市民サービスの向上」「地域貢献」ですが、詳細については、応募者説明会時に資料を配布します。なお、1次審査の結果は、12月上旬頃に応募者全員（グループ応募の場合は代表団体）にお知らせする予定です。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

(3) 2次審査

2次審査は、1次審査通過者を対象に、令和6年12月23日（月）に実施します。詳細については、1次審査の結果通知に併せお知らせしますが、提出した事業計画書等の内容について、選定員にプレゼンテーションを行い、選定員の質問に回答していただきます。

単独の応募の場合は代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席を、グループ応募の場合は代表団体の代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席をお願いします。

2次審査の結果は、2次審査を受けられた方全員（グループ応募の場合は代表団体）に、1月中旬頃までに文書でお知らせします。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

(4) 選定結果等の公表

ホームページ上で、応募状況及び選定結果（指定管理者候補者名、主な選定理由、応募団体名等）を公表します。

15 指定手続

指定管理者候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案が金沢市議会（令和6年度3月定例会に上程予定）で議決された後に指定管理者として指定する予定です。

16 留意事項

(1) 応募に関する費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い

ア 事業計画書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、金沢市は、指定管理者の選定結果の公表等に必要の場合は、提案書の内容を使用できるものとします。

イ 金沢市が受理した提出書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

ウ 金沢市が受理した提出書類の修正（軽微な修正を除く。）は認めません。

エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

オ 情報公開の請求があった場合は、金沢市情報公開に関する条例（平成3年条例第2号）に基づき公開することとなります。

(3) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面によるものとします。

- (4) 利用促進や市民サービスの向上に係る提案については、駐車場条例に規定する内容及び駐車場の構造を変更（収容台数の増減等）することは含まれません。

17 問合せ先

金沢市都市整備局市街地再生課（金沢市役所第一本庁舎3階）

担当：釜谷

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

TEL：076-220-2675

電子メール：shigaichi@city.kanazawa.lg.jp

【スケジュール一覧】

募集要項の配布期間	令和6年8月19日～10月18日
応募者説明会	令和6年9月11日
質問の提出期限	令和6年9月20日
質問に対する回答	令和6年9月27日頃
応募書類の提出期間	令和6年9月11日～10月18日
1次審査(書類審査)	令和6年11月25日
1次審査結果の通知	令和6年12月上旬頃
2次審査(面接審査)	令和6年12月23日
2次審査結果(内定)の通知	令和7年1月中旬頃
指定管理者の指定	令和7年3月（令和6年度3月定例会月議会議決後）
協定の締結、業務開始	令和7年4月1日

駐車場の収入に係る実績

【金沢駅東駐車場】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用台数	130,500 台	122,766 台	77,526 台
収 入 額	102,932,160 円	94,523,550 円	78,567,620 円
（普通）	(29,845,500 円)	(27,014,600 円)	(12,588,300 円)
（定期券）	(52,555,660 円)	(49,766,950 円)	(57,394,320 円)
（回数券）	(19,953,000 円)	(17,253,000 円)	(8,320,000 円)
（パーキングカード）	(578,000 円)	(489,000 円)	(265,000 円)
区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用台数	82,088 台	88,984 台	87,965 台
収 入 額	79,476,970 円	81,931,770 円	81,769,610 円
（普通）	(14,942,800 円)	(21,291,000 円)	(24,152,500 円)
（定期券）	(55,287,170 円)	(50,508,770 円)	(48,934,110 円)
（回数券）	(9,083,000 円)	(9,887,000 円)	(8,463,000 円)
（パーキングカード）	(164,000 円)	(245,000 円)	(220,000 円)

【武蔵地下駐車場】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用台数	60,245 台	57,945 台	45,094 台
収 入 額	40,071,973 円	37,911,960 円	38,191,571 円
（普通）	(9,118,873 円)	(8,635,960 円)	(5,191,091 円)
（定期券）	(30,534,100 円)	(29,093,000 円)	(32,774,480 円)
（回数券）	(190,000 円)	(94,000 円)	(88,000 円)
（パーキングカード）	(229,000 円)	(89,000 円)	(138,000 円)
区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用台数	47,430 台	47,766 台	49,104 台
収 入 額	39,147,241 円	38,066,971 円	39,763,975 円
（普通）	(5,275,161 円)	(6,276,781 円)	(6,109,245 円)
（定期券）	(33,689,080 円)	(31,601,190 円)	(33,435,730 円)
（回数券）	(121,000 円)	(111,000 円)	(115,000 円)
（パーキングカード）	(62,000 円)	(78,000 円)	(104,000 円)

※「金沢まちなかパーキングネット」共通駐車サービス券の売上は、「普通」欄に含まれています。

【駐車場条例 別表第3】

※本表は、現行の駐車料金の金額です。なお、加算料金の網掛け部分は削除となりますのでご注意ください（令和7年4月1日施行）。

1 金沢駅東駐車場

種別		利用料金
普通駐車料金	基本料金	入場1回につき1時間以内 300円
	加算料金	1時間を超えた場合は、30分までごとに100円とする。ただし、午後11時を超え翌日の午前7時までの間は、1,000円とする。
定期駐車券料金		1か月定期駐車券 20,950円
回数駐車券料金		100円券（11枚つづり） 1,000円
		300円券（11枚つづり） 3,000円
パーキングカード料金		3,300円相当券 3,000円
		5,500円相当券 5,000円

2 武蔵地下駐車場

種別		利用料金
普通駐車料金	基本料金	入場1回につき、30分以内は無料とし、30分を超え1時間30分までは300円とする。
	加算料金	1時間30分を超えた場合は、30分までごとに100円とする。ただし、午後11時を超え翌日の午前7時までの間は、1,000円とする。
定期駐車券料金	全日	1か月定期駐車券 20,950円
	昼間	1か月定期駐車券 15,710円
	夜間	1か月定期駐車券 13,610円
回数駐車券料金		100円券（11枚つづり） 1,000円
		300円券（11枚つづり） 3,000円
パーキングカード料金		3,300円相当券 3,000円
		5,500円相当券 5,000円

備考

- 1 全日とは、午前零時から午後12時までをいう。
- 2 昼間とは、午前7時から午後11時までをいう。
- 3 夜間とは、午後6時から翌日の午前9時までをいう。
- 4 この表の規定により計算した利用料金（回数駐車券料金及びパーキングカード料金を除く。）の金額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ金額である。